

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整)(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業, アンケート, 外資系企業, 輸入割当 (IQ) 問題 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433</a>

外資系企業から寄せられた質問の要旨と回答

北米1課次

秘  
無期限

昭和45年/2月/日

沖繩復帰

復帰後日本政府による取扱いに関し非琉球人企  
業及び非琉球人から寄せられた質問の要旨

I 米国政府 トーキング・ペーパーに関する質問

A 外資導入免許の効力

1. 現行の琉球政府外資導入免許は、替換え  
なしに自動的により日本政府より認められ  
るのか。

2 高等弁務官布令第11号の規定は存続する  
のか。しからざる場合はどのようにあら  
ためられるのか。

3 外資導入免許を受けた会社は、適法な日  
本の会社としてその事業活動の継続を許さ  
れるか。

4. 現行の外資導入免許の有効期間は復帰の  
時点で日本政府により打切られ、あるいは  
制限されるのか。

5. 外国籍の者は沖縄での事業活動のため日  
本政府の永続的免許を入手しうるのか。

6. 日本政府により発出されるべき種々の免許は、日本本土のどこにおいても有効であるのか。

7. 外国の会社が日本本土に日本政府の免許を受けた支店を有している場合、この支店は沖縄における事業活動を自動的に許されるのか。

8. 琉球政府の免許では、沖縄での事業活動は現在特定の一地点のみに限定されている。琉球政府によるこの制限は、復帰後も日本政府によつて続けられるのか。われわれが他の地点に新たな支店を開設する際は、その度毎に申請せねばならぬのか。

9. 日本運輸省は外国企業による家財移転、倉庫業、運送業を認めるのか。あるいは事業活動そのものとは別に免許をうる必要があるのか。

10. 現時点で100名米国の会社の支配下に  
ある独立の会社または在沖縄支店の存続に  
対し、日本政府による制約はあるのか。

11. 外国籍の者による沖縄への新規あるいは  
追加の資本導入は、日本政府の規制対象と  
なるのか。



12 日本政府の資本導入規制の下で、1人の  
外国人が数種の企業にわたって資本導入を  
行なうことは認められるのか。

13 日本政府は外資導入に当つては、現地共  
同出資が含まれることが必要であるとして  
いるのか。

**B 財産権の効力**

1. 現存の不動産賃貸借契約は従来と同様に日本政府により認められ、評価されるのか。

2. 琉球政府あるいは米国民政府の免許を受け、あるいは受けずして外国人により所有されている家屋及び不動産の地位はどう扱われるのか。

0 資産及び所得の送金

1. 非琉球人の導入資本、留保収益等の米ドル建て本国送金は日本政府により制限されるのか。米国及びアジア諸国から沖縄への資金移転についてはいかん。

2. 収益及び資本の本国送金のため日本円は自由に米ドルに交換しうるのか。あるいは日本政府は交換限度額を定めるのか。

3. 日本政府は米国人の分割払いで売出す家  
屋及びその他の私有財産を購入する者が、  
米国内に在る売り主に対し米ドル建てで支払  
い及び送金を行なうことを認めるのか。

D 暫定期間及び数量割当制限

1. 日本政府の物品税制は復帰後直ちに沖縄  
に適用されるのか。

2 復帰後といえども、現行の免税輸入品の  
輸入を暫時引続き行ないうるよう一定の調  
整期間が設定される可能性はないのか。

3 復帰後といえども沖縄への輸入品に対  
する特別の数量割当を日本政府は認めるこ  
とはしないのか。あるいは沖縄は自動的に  
(注)現在日本本土に適用されている輸入割当と  
同じ制度下におかれるのか。割当制度により  
割当を受けるとことになるのではなかと  
買した金額が多かつた。別添の現在かか  
る金額が輸入している輸入割当品目リス  
ト参照。

## Ⅱ 企業存続

1. なんらかの特定業種、特に現在非琉球人により運営されている業種が、その営業区域は本土の営業区域の中により合理的に統合しうるとの理由により、日本政府の政策のもとに徐々に追い出される可能性はあるのか。

## Ⅲ 自由職業資格の存続

1. 非琉球人に与えられる現行の自由職業資格免許の地位はどうなるのか。(たとえば医者、弁護士、歯科医、獣医、ピアノ調律師等)

沖縄において医療や法律関係の業務を行なうためには、再登録あるいは日本政府の免許を再申請する必要があるのか。そうであるとするれば日本語で行なり必要があるのか。

沖縄において医療、法律関係の業務を行なうという既得権が、日本政府により制限されるおそれはあるのか。

2 復帰は、技術者も含め外国籍の者の雇用にどのような影響を及ぼすのか。

3 琉球政府による労務許可証を与えられた外国人の雇用は、復帰時において日本政府により自動的に有効とされるのであるか。それとも日本政府の新規の許可を受けなくてはならないのであるか。

4 外国人が管理する学校の被雇用者は、現在の地位のままで引続き勤務しうるか。

α 法令の無差別適用

1. 外国企業は沖縄及び日本本土の双方において日本企業と平等に取扱われるのか。



2 在沖縄外国人に課せられる日本政府の租税は、在沖縄日本国民に対するそれより高くなるのではないのか。

H 地位協定 / 4条と他の米国政府契約者

1 専ら米国政府機関と契約を締結する米国政府により指名された米軍関係契約業者は、現在どおりの活動を認められるのか。

もしそうでないならば、必要な措置を講ずるに十分な予告時間が与えられるのか。日本政府はこれらの契約の解除を支援するのか。

2 米国政府の誘致にかかる軍契約事業に入  
札する米国企業の状態になんらかの変更は  
あるのか。

3 専ら米国政府との契約に基づいてのみ事  
業活動を行なう米国の企業に対する課税は、  
どうなるのか。

**I 新たな関心事項についての質問**

1. 沖縄・東京間の現行商業貨物航空運送業務は存続可能であるのか（フライング・タイガー社）。

2. 外国人が管理する学校は、日本の外資導入免許なしに現在と同じように運営しうるか。

3 沖縄にある米国人所有の英字新聞出版業、  
旅行代理店、国際民間航空業に対する日本政  
府によるなんらかの制約は予見されるのか。

4 沖縄は自由通貨地域となるのか。

5. 復帰時には米ドルから日本円への即時通貨  
切換えが行なわれるのか。

6. 日本円への切換えは、米軍人、軍属の労務  
に対する支払いにいかなる影響を及ぼすのか。

7. 外国人所有資産、不動産取扱銀行及び琉球  
政府の貸借契約上の債務にんらかの変化  
は生ずるのか。

8. 沖縄への現行免税輸入品に対しいかなる輸  
入税政策が日本政府によつて適用されるのか。

9. 専ら米國政府機關の使用（またはそれらへの売却）のために輸入される品目について、日本政府による関税は課せられるのか。

10. 復帰日以前に備蓄された既存の輸入品目は、日本政府による関税の対象となるのか。

1.1 外国企業の新用者及び出資者の数は日本  
の法律により制限されるのか。

1.2 移住及び居住の手続は変わるのか。



13. 非琉球人の永住者は日本の法律の下でも現在の地位を保持することが許されるのか。

(1. 大蔵省所管企業)

番	企業リスト 番号	企業名
1.	98	International Insurance (B.B.) Underwriters, Inc. (保険業)

[質問: 営業の現状維持の可否, どのような変化を要するか, 送金の制限について伺う.]

回答: 1. 貴社は沖繩の「外国保険事業者に関する立法」第3条第3項の規定により,

同法第3条第1項の免許を受けないで, 保険事業を営んでいるものと思われるが, 日本の「外国保険

事業者に関する法律」には, 沖繩の上記立法第3条第3項のものを適用除外規定がないので,

復帰後, 従前の保険事業を営むためには, 上記, 本土法の規定による免許が必要である

2. 復帰後の米軍人の保険契約並に  
元金の支払及び支払の受領は、臨時政令

の適用となるので、円払契約については  
外為法上の許可を要しない。

しかし、外貨払契約については原則として  
日銀の許可が必要となる。

44.11.21  
37.  
210-  
交換

2. 188 Interstate Securities Company, Inc. (B.B.)  
(証券業)

[質問: 復帰後何に基づいて営業できるか。]

回答: 貴社の業態の実態が不明であるが、  
貴社が証券業務や預貯金業務を行っており

ず、貸付業務のみを行っておりのであれば、復帰  
後において「出資の受入、預貯金及び金利等

の取締等に関する法律」に基づき、復帰  
後の沖縄県知事宛て届出をすれば、貸

付金業務を営むことができる。

3. 104. Channing Co. Inc, and Old Republic Life Insurance Co. (BB)  
(生命保険会社)

[質問: 生命保険業については、当社は適法な積立金を有し、かつ、国防省から免許を受けて

おり、私自身 General Agent として DoD Regulations の下での条件をみたしている。

以上のお話し事項からして、私には、日本の所得税を納付すること以外に日本政府が私の業

務事に介入してくることはないと考えています。もし何か規制がある場合は、関係法令についての

詳細な情報を教えて欲しい。]

回答: 貴社が申述の「外国保険事業者に関する法律」第3条第3項の規定により、同法第3条

第1項の免許を受けるときは、国防省の免許のみで生命保険事業を営んでいるものと思われる

が、日本の「外国保険事業者に関する法律」には、同法第3条第3項の規定が適用

除外規定がないので、復帰後、従前のとおり生命保険事業を営む場合は、国防省

の免許の他に、日本の「外国保険事業者に関する法律」の規定による免許が必要

とあります。

(2. 運輸者即企業)

4. 33. Asiatic Trans-Pacific Inc. (A B)  
(運送業)

[質問: 復帰後、日米間条約商人協定により  
引続き営業を許可されるか。]

回答: 復帰後、外資法の承認を受け、港湾  
運送事業法、道路運送事業法等関係国内

法規に定められている免許を取得すれば、引続き  
営業を行的にできる。

5. 101 Island Van & Storage Company  
(運送業) (B B)

[質問: 現状での営業を継続するためには、どのような  
手続が必要か。]

回答: 上記企業<sup>(100-33)</sup>に対する回答と同様。

6. 50 International Inspection Co.  
(Ryukyus) Ltd. (調査鑑定業) (AB)

[質問: 当社の親会社(1911年法に基づき設立)は  
日本における海運調査、産業視察の免許を

有しているが、沖縄の現行免許証は有効か]

回答: 復帰後一定期間内に本土法に基づ  
く免許、登録等を受ければ、引続き営業

を行なうことが出来る。

7. 58. Susie's Tour & Travel Agency, Inc.  
(旅行業) (AB)

[質問: 民間旅行社に対する制限はどのようか]

回答: 上記企業(No. 50)に対する回答と同じ

(3. 建設省改定企業)

8. 103. Manneng Corporation (B)  
(不動産売買)

[質問: 1. 企業の継続, 拡張の可否, 及びそのための資本金を増額できるか. 2. 関連企業に着手できるか. 3. 収益及び資本<sup>本国</sup>の送金<sup>送金</sup>できるか.]

回答: 1. 不動産業は非自由化業種であるため, 今後慎重に検討する.

2. 自由化業種と企業形態は許可手続を行なうことが可能である.

3. 認可された事業については, 収益等の送金は可能である.

9. 106. TKU Construction, Inc. (B B)  
(建設業)

[質問: 米軍契約者は, 外資導入免許証を必要とするか. 必要であれば, どのようにして取得するか.]

回答: 外資法の認可を必要とする.  
日銀を通じて主務大臣あて申請する.

なお, 建設業を営業する場合は, 建設業法の建設業者登録を必要とする.

10. 137. De Mauro Construction Corporation (建設業) (B1)

[質問: 米国防務事業に入札し、沖縄で営業中の会社は、どうい立場におかれるか。]

回答: 復帰後、営業を継続する場合は、外資法の認可及び建設業法の建設業者登録を必要とする。

11. 154 Rutledge Construction Co., Inc. (建設業) (B1)

[質問: 当社は米国防務と契約しているが、日本の法律が適用される。免許証がないも営業できるか。]

回答: 上記企業(No. 137)に対する回答と同じ。

(4 農林省所管企業)

12 21. R.G. Booth, Ivano Shokai, Okinawa (A.A)  
(食料品加工・販売)

{質問: 日本で営業(特に食用肉販売)できるのか. 輸入割当てと誰が受けるのか. 自由に輸入できるのか.}

回答: 牛豚肉およびその加工品の輸入は、過去一定量以上の輸入実績のあるものによりのみ限定される。

復帰後の輸入割当て等の取扱いは未定。

~~(4 農林省所管企業)~~

13 12 Okinawa Plywood Co.  
製材業

{質問: 資本金は99%外資であるが、<sup>そのままで</sup>~~現在の所有~~復帰後も営業できるか. }

回答: 合板製造業は、44年3月からの第2次資本自由化措置により、第1類業種とされ、外資比率50%までが自動認可される。沖縄の合板製造業の復帰後の取扱いは未定。



(5. 厚生省所管企業)

14. 7. Adventist Medical Center (C, A)  
(診療所)

{ 質問: 医療品及び医療設備に対する輸入割当量及び  
輸入税率についてはどうか。 }

回答: 医療用材・設備等に対する特別の輸入割当量制  
限は行なわれない予定。右に対する輸入課税は

復帰後 本土の関税率法に準拠し、その課税率  
は20%前後である。

~~厚生省所管企業~~

87 Family Clinic (Medical & Dental)  
(歯科医)

{ 質問: 日本で入手できない歯科資材を輸入したい。 }

回答: 歯科用材の輸入については、特別の制限は  
行なわれない予定。

(6. 労働省所管企業)

16. 13. Ryukyu Audit Bureau  
(興業会社)

{質問: 復帰後も営業できるか。} 不明?

回答: 職業安定機関以外の者の行なう職業紹介事業  
は琉球職業安定法第28条、29条の規定に基づき、

行政主席の許可を必要とするが、この許可を受けた者は  
復帰後において、本土職業安定法第32条、33条の規定

による労働大臣の許可を受けたものとみなして取扱う予定。

琉球行政主席の許可を受けていない者は、~~本土~~復

帰後、<sup>本土</sup>職業安定法<sup>規</sup>の規定に基づき新たに許可申  
請を行ない、所定の審査を経て、許可の可否が決定

されることになる。

~~労働省所管企業~~

17/ 70. Wong Brothers Promotion Co.  
(興業会社)

{質問: 復帰後も営業できるか。}

回答: 職業安定機関以外の者の行なう職業紹介事業  
は琉球職業安定法第28条、29条の規定に基づき、

行政主席の許可を必要とするが、この許可を受けた  
者は復帰後において本土職業安定法第32条、33条

の規定による労働大臣の許可を受けたものとみなして

取扱う予定。

<sup>本土</sup>琉球行政主席の許可を受けていない者は、復帰後  
職業安定法の規定に基づき新たに許可申請を行

ない、所定の審査を経て、許可の可否が決定される

ことになる。

~~労働省所管企業~~

18. 133. Far East Monahan Promotions  
(興業会社)

(質問: 復帰後も営業できるか.)

回答: 職業安定機関以外の者が行なう職業紹介事業  
は琉球職業安定法カ28条29条の規定に基づき、行

政主席の許可を必要とするが、この許可を受けた者は  
復帰後において本土職業安定法カ32条・33条の規

定による労働大臣の許可を受けたものとみなして取  
扱う予定。

琉球行政主席の許可を受けていない者は、復帰  
<sup>本</sup>後職業安定法の規定に基づき新たに許可申請

を行ない、所定の審査を経て許可の可否が決定され  
ることになる。